

令和6年11月25日 開 会

令和6年11月25日 閉 会

第18回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第18回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月）午後2時00分から午後2時46分

2. 開催場所 十日町市役所 保健センター 3階 集団指導室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員

②推進委員（招集委員 14名）

1番 庭野 誠一	9番 綱 大介	20番 内山 浩樹	31番 相澤 成一
5番 中島 正	12番 上村 晴彦	22番 登坂 一夫	32番 村山 幸夫
6番 池田 征一	13番 金澤 富治	23番 小柳 利勝	
7番 宮内 隆和	15番 小海 輝忠	26番 鈴木 幸榮	

欠席委員 5番 中島 正 22番 登坂 一夫 26番 鈴木 幸榮
31番 相澤 成一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知について（24件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて（3件）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（1件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について（1件）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（11件）

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）

日程第4 十日町市農用地利用集積計画について

- 議案第5号
- ・新規（21件）
 - ・再設定（30件）
 - ・公社一括方式再設定（22件）

日程第5 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案第6号 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	川西事務所	主 査	角張希美子
本局農地係長	柳 秀人	中里事務所	主 査	上村 知誉
本局主査	田村 聡子	松之山事務所	副 参 事	相澤 正和

6. 会議の内容

別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 これより第18回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、皆さん出席でございますので、在任全員出席であります。第18回総会が成立していることを宣言いたします。

次に議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか？

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。

第18回総会議事録署名委員は、12番高橋清一委員と13番佐野幸男委員の両名からお願いいたしたいと思います。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、「農地法の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第3号までございますが、全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局報告願います。

【報告第1号から第3号説明】

村山議長 はい、ただいま事務局より報告ございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、では次に議案第1号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について1件出ておりますので、それについて審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 議案書9ページをご覧ください。議案第1号でございます。今月は農地法の許可に対する事業計画変更承認申請が1件ございます。

【議案第1号、7番朗読後、説明】

8番 これは私の担当ですので、確認したところ、記載の通り設計変更といろいろ重なったりして、業者の工事の関係もあって、だいぶずれ込んだということで11月に入ってから地層土壌改良を始めていました。以上でございます。

村山議長 この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、改めてこの、変更承認申請について受理するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしということで、そのように進めさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について11件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 議案書10ページの議案第2号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は11件でございます。いずれの案件も許可要件の全てを満たしております。

【議案第2号、122番朗読後、説明】

村山議長 では、122番の案件につきまして、担当委員説明願います。

12番 記載のとおり間違いないことを確認しましたのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、122番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、123番説明願います。

【議案第2号、123番朗読後、説明】

村山議長 では、123番の案件につきまして、担当委員説明願います。

12番 訪問して確認してきました。記載通り間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、123番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、では124番説明願います。

【議案第2号、124番朗読後、説明】

村山議長 では、124番の案件につきまして、担当委員説明願います。

6番 譲渡人は30年ほど前、当集落から新座のほうに出てこられた方です。そこに残っている農地につきまして、譲受人が購入するものです。記載の通り間違いございません。

村山議長 はい、124番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、では125番説明願います。

【議案第2号、125番朗読後、説明】

村山議長 はい、125番の案件につきまして、担当委員説明願います。

11番 11月22日にご兩人に確認いたしました。譲渡人の弟さんに譲受人が当たるということも伺っております。以上です。

村山議長 はい、125番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、では126番説明願います。

【議案第2号、126番朗読後、説明】

村山議長 はい、126番の案件につきまして、担当委員説明願います。

5番 11月22日にご兩人に電話で確認いたしました。申請に相違ないということでございます。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、126番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、では127番説明願います。

【議案第2号、127番朗読後、説明】

村山議長 はい、担当委員説明願います。

23番 譲渡人には連絡取れました。譲受人が今入院中ですが確認できました。記載の通り間違いはないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、127番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、128番説明願います。

【議案第2号、128番朗読後、説明】

村山議長 はい、ではこの128番の案件は私の担当ですので説明しますが、これは国道117号線沿いの田川の橋のちょっと手前、ガソリンスタンドとの間のだいぶ下がったところの耕作放棄状態になっているところの農地です。

所有者が不在地主ということで、所有者も自分ではもう管理できないので、どなたかをということで探していて、やっと引き受けていただく方がこの市外の方なんです、この方が引き受けてくださるということで。

確認したところ、水田に戻すのには非常に大変なので、果樹を作りたいとい

うようなことで、柿だとか栗を植えて管理していきたいということでございました。

以上でございます。128 番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、129 番説明願います。

【議案第 2 号、129 番朗読後、説明】

村山議長 はい、では129 番の案件につきまして、担当委員説明願います。

23 番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いはないということでした。よろしくお願ひいたします。

村山議長 ただいま担当委員より説明ございましたが。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では130 番の説明になります。

【議案第 2 号、130 番朗読後、説明】

村山議長 はい、130 番の案件につきまして、担当委員説明願います。

11 番 11 月 19 日にご両人に確認し、間違いはないということで伺いました。以上です。

村山議長 はい、130 番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか？

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、131 番説明願います。

【議案第 2 号、131 番朗読後、説明】

村山議長 はい、この案件も私の担当ですので、説明させていただきます。譲渡人はもうこの集落から出てきたので、集落のところに残っている農地を全て譲受人に引き受けていただくということで合意したということでございました。

以上です。131 番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、では 132 番説明願います。

【議案第 2 号、132 番朗読後、説明】

村山議長 はい、132 番の案件につきまして、担当委員説明願います。

4 番 11 月 18 日に電話で確認をしました。譲渡人の方が、処分をしたくお願ひをしたということでした。記載の通り間違いありませんでしたので、よろしくお願

いします。

村山議長 はい、132番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について11件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この11件につきまして、許可することに決定いたしたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。次に日程第3議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について2件申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 13ページの議案第3号をご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。

【議案第3号、7番・8番朗読後、説明】

村山議長 はい、では、担当委員説明願います。

11番 この物件につきましては、事務局員と一緒に11月19日に現場確認いたしました。一体的になっておりまして、ご両人に確認し、間違いないということでございます。よろしくお願いします。

村山議長 はい、では7番8番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、農地法第4条の規定による許可申請について2件審議を終わりましたが、改めてお諮りいたします。この2件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

次に日程第3議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について4件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 14ページの議案第4号をご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許

可申請は4件でございます。

【議案第4号、49番朗読後、説明】

村山議長 はい、では、49番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 11月20日の日に事務局と現地の確認をいたしました。その後、両者に訪問で確認をして申請理由の通りだということで間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、49番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、では50番説明願います。

【議案第4号、50番朗読後、説明】

村山議長 はい、これも8番の私の担当ですので説明しますが、この譲受人は現在住んでいる住宅が老朽化してきたので、すぐ近くのこの場所に新築したいということで、今回このような申請になったということでございます。以上です。50番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、では51番説明願います。

【議案第4号、51番朗読後、説明】

村山議長 はい、では、51番の案件につきまして担当委員説明願います。

11番 11月19日、事務局と一緒に現地を確認させていただきました。なお、二人にも当日電話で確認し、間違いはないということでございます。よろしくお願いします。

村山議長 はい、51番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、では52番説明願います。

【議案第4号、52番朗読後、説明】

村山議長 これも私の担当ですので説明しますが、これは西本町区画整理区域内でございます。以前田んぼとして使っていたところを分筆して一部、去年、もう転用が終わりまして、残りの区画が今回建売住宅で分譲すると、こういう形で業者さんが決まったということで、今回の申請になったそうでございます。以上でございます。

52 番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 4 件審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この 4 件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして日程第 4 議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による十日町市農用地利用集積計画についてでございます。この利用集積計画については、強化法の新規設定 21 件と再設定 30 件、公社一括方式による再設定 22 件、合計 73 件についてご審議いただきたいと思います。

なお、本議案については事務局の議案の読み上げは行わず、順番に担当委員の方から確認報告をお願いし、最後に一括してご意見、ご質問をお受けする方法で行いますので、よろしくお願いいたします。では、概要につきまして、事務局報告願います。

事務局 15 ページをご覧ください。今ほど会長から説明がございましたが、今月の農用地利用集積計画についての案件でございますが、強化法の新規が 21 件、再設定が 30 件、そして公社一括方式による再設定が 22 件、合計 73 件でございます。今月の合計 73 件全てが農業経営基盤強化促進法の条件を満たしていると考えます。説明につきましては、新規案件についてのみを行います。

新規案件につきまして、会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。指名を受けました推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長 はい、それではこれより確認報告をいただきたいと思います。

では、1 番推進委員、お願いします。

推 1 番 19 ページの 237 番です。電話で確認をいたしました。間違いないということですので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に 5 番推進委員ですが、今日は欠席ですので 5 番農業委員お願いいたします。

5 番 17 ページ受付番号 230、もう 1 件が 19 ページ受付番号 238、以上の案件ですが、11 月 19 日に確認をしたと、間違いないということで報告を受けております。よ

ろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に6番推進委員確認報告願います。

推6番 案件は19ページ236番、めくりまして20ページ239番です。11月19日、電話にて確認しましたが、記載の通り間違いございませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に7番推進委員、確認をお願いします。

推7番 18ページの受付番号232番なのですが、私の案件でありますので9番農業委員にお願いしたいと思います。

9番 譲受人が担当推進員であるために、私のほうで確認をさせていただきました。両者とも申請の通り間違いがないということでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、ありがとうございます。次に9番推進委員、確認報告をお願いします。

推9番 17ページ上2つになります。11月20日に両件電話で確認したのですが、228番譲渡人が高齢で施設に入っていることもあり、連絡取れず、227番の譲渡人の方が親戚ということもあり、内容を確認いたしました。間違いありません。お願いします。

村山議長 はい、次に12番推進委員、確認報告をお願いします。

推12番 15ページで受付番号219番です。両者訪問して確認しました。間違いありませんでしたのでよろしくお願いします。

村山議長 はい、次に13番推進委員、確認報告をお願いします。

推13番 15ページの221番、21日と22日に両者に電話をしまして、記載通り間違いのないことを確認いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に15番推進委員、確認報告をお願いします。

推15番 16ページの223番、両者に電話にて確認しました。記載の通り間違いのないことですのでよろしくお願いします。

村山議長 はい、次に20番推進委員、確認報告をお願いします。

推20番 15ページの220番、それから18ページの231番、所有権移転売買でしたけど、両者に確認、両方とも確認をしまして間違いございませんでした。よろしくお願いします。

村山議長 はい、次に22番推進委員の案件ですが、6番農業委員、確認報告お願いいたします。

6番 22番推進委員が少しの期間入院しておりましたので、代わりに報告します。金曜日に両者に確認を取りまして、記載通り間違いはないそうですので報告いたします。以上です。

村山議長 はい、次に23番推進委員、確認報告お願いします。

推23番 16ページの議案224番でございますが、11月23日、両者に電話で確認したところ、相違がないということを確認いたしましたので、よろしくお願いします。以上です。

村山議長 はい、次に26番推進委員が今日欠席ですので、1番農業委員確認報告お願いいたします。

1番 26番推進委員欠席ということで、23日土曜日に両者に連絡を取って確認を取ったということでしたので、よろしくお願いしますということでした。お願いします。

村山議長 次に31番推進委員の担当ですが本日欠席ですので、10番農業委員の確認報告になります。

10番 31番推進委員お休みですので、代わって報告したいと思います。15ページ222番、あと16ページの225番。こちらは双方へ4名に電話にて確認をし、記載の通り間違いがないということを確認したという連絡を受けていますので、よろしくお願いします。

村山議長 では、最後に32番推進委員、確認報告お願いします。

32番 233番、234番、235番について説明いたします。四者に確認を取りました。この議案書で間違いございませんので、よろしくお願いします。

村山議長 以上で一応確認報告いただきましたが、この中でご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にないようでございますが、よろしいでしょうか。では、この計画に基づいて、利用権の設定について公告いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第6号十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、ご審議いただきたいと思います。では、農林課の担当の方からご説明いただき、最後にご意見等いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

たします。

農林課 本日は農業振興地域整備計画の一部変更について説明を申し上げますので、ご審議の程よろしく願いいたします。お手元の議案書の37ページをご覧ください。

今回は7月25日の総会で意見照会ができなかった部分について、具体的に申しますとマスタープランの変更について審議をお願いいたします。表題には十日町市農業振興地域整備計画の変更理由書と表示があります。

こちらの「マスタープランの変更について」をご覧ください。変更する事項としましては、1つ目に農業生産基盤の整備開発計画についてです。事業の種類、概要、受益面積、実施年度が変更になったことによるものです。

次の38、39ページの新旧対照表では、右側に現行、左側に変更後の内容を記載しております。変わった箇所は朱書き下線で表示しております。次に変更する事項の2つ目としまして、農用地等の保全計画についてですが、農用地等保全整備計画において、事業の実施年度が変更になったことによるものです。

40ページ、41ページの新旧対照表に記載があり、こちらも右側に現行、左側に変更後の内容を記載しております。なお、変わった箇所は朱書き下線で表示しております。説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

村山議長 ただいま農林課の担当者から説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よく見ないとちょっと分かりづらいかもわかりませんが。7月にやった時のちょっと漏れた部分が追加になったみたいです。

いかがでしょう。特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。特にご意見、ご質問等ないようでしたら、この十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、異議なしで回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。それでは以上をもちまして、議案について全て終了いたしましたので、第18回総会をこれにて終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。